

◎新潟県公安委員会告示第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

令和5年5月2日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 期 間
平野 利幸	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域	令和5年5月1日から 令和7年3月31日まで